

福岡地区柔道協会規程

第1章 名称および事務所

第1条 本協会を「福岡地区柔道協会」と称する

第2条 本協会の事務所を福岡武道館内（福岡市博多区東公園）に置く

第2章 目的

第3条 本協会は、柔道の普及発展ならびに会員相互の親睦、融和を図ることを目的とする

第3章 事業

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 試合・大会の開催ならびに後援
- (2) 講習会・講演会・研究会の開催ならびに後援
- (3) 段、級の審査
- (4) 柔道に関する調査研究
- (5) 刊行物の発行
- (6) その他、本協会の目的達成のための必要な事業

第4章 組織及び会員

第5条 本協会は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、朝倉市、朝倉郡、糟屋郡に在住または在職する者をもって組織し、全日本柔道連盟に会員登録をしたものを本協会の会員とする

会員登録をしない場合、本協会を退会したものとみなす

なお、多年にわたり道場等で指導に携わったものなど柔道界への貢献が顕著と認められる場合には、会長の承認により会員になることができる

第6条 本協会に支部を設けることができる

第7条 会員は、本協会の解散、本人の死亡または失踪宣言を受けた場合、資格を喪失する

第8条 会員が本連盟の名誉を傷つけ、または事業の遂行を妨げ、会長が除名を決定したとき本連盟から除名されるものとする

第9条 退会したもの（全日本柔道連盟への会員登録をしなかったもの）又は除名処分を受けたものは、本協会に対する権利を失い、同時に義務を免れるものとする

第5章 役員

第10条 本協会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 以上役員は、資格は、地区内に居住あるいは勤務する者とする

第11条 本協会の役員は次のとおりとする

- (1) 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない
- (2) 会長は総会で承認を得る
但し、最大5期10年を限度とする
- (3) 副会長、理事長、副理事長、事務局長、理事および監事は、会長が委嘱する

第12条 役員は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する
- (3) 理事は本協会事業の審議執行にあたる
- (4) 理事長、副理事長および事務局長は会務の処理に当たる
- (5) 監事は、会計を監査し、総会にこれを報告する

第6章 相談役・名誉会長・顧問および参与

第13条 本協会に、相談役、名誉会長、顧問および参与を置くことができる

- (1) 相談役、名誉会長および顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する
- (2) 相談役、名誉会長および顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる
- (3) 参与は会長が委嘱し、本協会事業に参加する
- (4) 相談役、名誉会長、顧問および参与は、役員総会には出席できない

第7章 会 議

第14条 役員総会は会長が招集し、以下の事項を附議し、審議する。議決は委任状を含め役員の過半数とする。総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指示により副会長または理事長が代行することができる

なお、本会規則の変更については、第20条に定める

- ・規約の変更
- ・予算、決算および事業計画の報告
- ・役員を選出
- ・本協会の解散
- ・その他特に重要と認められる事項

※役員総会構成メンバー

会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、理事、監事

第8章 会 計

第15条 本協会の経費は事業収入、昇段・昇級受験料、賛助会費その他の収入をもってこれに当てる

第16条 本協会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第17条 予算は理事長が統括する事務局においてこれを編成し、役員総会の承認を得ることとし、決算は監事の監査を経て役員総会の承認を得るものとする

第9章 昇段試合審議委員

第18条 本協会に昇段試合審議委員を置く

昇段試合審議委員は理事長が統括し、段級審査等の任に当たる

なお、昇段試合審議委員は、男子は4段以上、女子は2段以上の者を理事長が委嘱する

第10章 事務局

第19条 本協会に事務局を置く

事務局は理事長が統括し、副理事長、事務局長および事務局員で組織する

なお、事務局員は、有段者の中から理事長が委嘱する

第11章 安全対策

第20条 第4条の各種事業を行うに当たっては、原則として次の諸手続きを経なければ参加することができない

- (1) 本協会が主催する講習会、段・級審査等に参加する者は、スポーツ傷害保険等に参加しておくこと
- (2) 上記事業に参加する者は、所属責任者（校長等）の承認を受けるものとする
なお、義務教育中の者にあつては、引率責任者が引率のうえ参加するものとする

第21条 前条において負傷等が発生した場合には応急的措置は行うが、事後の当該負傷についての責任は一切負わないものとする

第12章 附 則

第22条 本会規則は、役員総会の議決によらなければ変更することができない
なお、議決は委任状を含め役員の3分の2以上とする

【改正履歴】

- ・最終改正 令和8年1月 1日
※事務所移転のみ
令和3年6月28日